

蒲郡市国民健康保険の居所不明被保険者資格調査及び喪失処理に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、居所不明被保険者の国民健康保険資格（以下「資格」という。）の調査及び喪失処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通知書等 納税通知書、督促状、過誤納金還付通知書その他の文書
- (2) 納税義務者 国民健康保険税の納税義務を負う世帯主
- (3) 賦課担当者 健康福祉部保険年金課国民健康保険税担当職員

(調査対象者)

第3条 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をした納税義務者の世帯に属する被保険者を対象に資格の調査を行うものとする。

(居所不明被保険者調査対象簿等の作成)

第4条 賦課担当者は、前条の規定により調査対象者を特定したときは、居所不明被保険者調査対象簿及び居所不明被保険者調査台帳（別記様式。以下「調査台帳」という。）を作成するものとする。

(調査対象者に係る実態調査)

第5条 賦課担当者は、前条に規定する居所不明被保険者調査対象簿等を作成したときは、速やかに次の各号に定めるところにより被保険者証更新台帳等の台帳等調査、住民基本台帳等の公簿等調査、現地調査等の実態調査（以下「実態調査」という。）を行い、資格調査の経過及び結果を調査台帳に克明に記載するものとする。

- (1) 被保険者証等の更新又は検認の状況を調査すること。
- (2) 国民健康保険税の納付状況を調査すること。
- (3) 国民健康保険の給付状況等を調査すること。
- (4) 住民基本台帳により同居者の氏名、異動状況等の居住状況を調査すること。
- (5) 戸籍の附票等により居住地の異動状況等を調査すること。

- (6) 市民税の納付状況を調査すること。
 - (7) 水道の使用状況及び使用料の納付状況を調査すること。
 - (8) 確定申告書、市県民税申告書又は給与支払報告書により勤務先等を調査し、勤務先等へその者の居住地を照会すること。
 - (9) 国民健康保険の給付記録により病院等へその者の居住地を照会すること。
 - (10) 本籍地を調査し、その者の親族へ居住地を照会すること。
 - (11) 家族、同居人等へその者の居住地を照会すること。
 - (12) 家主、管理人、不動産会社等へ居住状況、家賃の納入状況、転居先等を照会すること。
 - (13) 公営住宅等に入居していた場合は、関係機関に居住状況、家賃の納入状況、転居先等を確認すること。
 - (14) 住所地の現地調査により居住状況の調査又は近隣者からの情報収集を行うこと。
 - (15) その他あらゆる調査及び情報収集を行うこと。
- 2 実態調査により納税義務者の居所が判明した場合は、送付先の設定等必要な処理を行い、直ちに当該納税義務者に通知書等を送達するものとする。
 - 3 実態調査により納税義務者の居所が判明した場合は、当該納税義務者に対し国民健康保険に関する必要な手続を行うよう指導するものとする。

(実態調査後の追跡調査)

第6条 賦課担当者は、実態調査後においても、引き続き調査を行い、調査対象者の居所の発見に努めるものとする。

- 2 賦課担当者は、調査した経過及び結果を調査台帳に克明に記載するものとする。

(居所不明被保険者管理簿の作成)

第7条 賦課担当者は、調査対象者の実態調査を行ったにもかかわらず、その居所についてなお特定することができず、かつ、居住の事実が確認されないときは、居所不明被保険者管理簿（以下「管理簿」という。）を作成し、当該調査対象者に係る資格の調査及び喪失処理の状況について、調査台帳とあわせてその管理を行うものとする。

(職権消除の依頼)

第8条 賦課担当者は、前条の規定により調査対象者の管理簿を作成したときは、管理簿及び調査台帳に必要事項を記載し、賦課担当課長の決裁を受けた日を依頼

日として市民生活部市民課（以下「市民課」という。）に当該調査対象者の住民票の職権消除を依頼するものとする。

（職権消除による資格の喪失処理）

第9条 賦課担当者は、前条の依頼により調査対象者の住民票が職権消除された場合は、市民課の職員により作成された資格喪失届に基づき職権による資格の喪失処理を行う。

2 賦課担当者は、職権消除による資格の喪失処理を終えた後に、当該調査対象者の資格の喪失に係る経過を管理簿に記載するものとする。

（喪失処理の延長）

第10条 第9条により市民課に職権消除の依頼をしたにもかかわらず、これがなされていない場合は、その理由を聴取し、必要があれば更に補完調査を行うものとする。

2 前項の補完調査の結果、新たに職権消除に足りる事実が判明した場合は、市民課にこれを報告し、再度住民票の職権消除を依頼するものとする。

3 賦課担当者は、前2項の経過について調査台帳に記載するものとする。

（喪失処理後の指導）

第11条 賦課担当者は、職権による資格の喪失処理をした後に当該調査対象者の転出先又は本市での居住地を確認することができたときは、その者に対して国民健康保険に関する必要な手続を行うよう指導するものとする。

（関係書類の保存及び管理）

第12条 調査台帳、管理簿その他の関係書類を5年間保存し、その管理については、賦課担当者が一括して行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。